

地域計画の簡易的な変更手続きの取扱いについて

令和8年4月1日
飛騨市農林部農業振興課

1 目的

農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」という。)第19条に規定されている地域計画の変更に係る手続きに関して、地域農業の将来の在り方に影響が軽微な事案について、制度の適正かつ円滑な運用を図るため、その対象となる事案及び簡易的に変更する手続きを定めるものである。

2 対象となる変更の事案

簡易的に変更する手続きの対象となる変更事案は次のとおりとする。

- (1) 基盤法施行規則第19条に掲げる「軽微な変更」
- (2) 関係者が少ない小規模な農地の転用
- (3) 区域内の縁辺部にあり、今後農業上の利用が見込めない小規模な農地を区域除外する場合

※ (2)、(3)に定める「小規模な農地」とは、原則として3,000㎡未満のものとする。

3 簡易的に変更する手続きの内容

- (1) 基盤法第19条第6項に定められた関係者の意見聴取は、農地利用最適化推進委員会を含む関係者との事前調整をもって行ったものとみなす。
- (2) この場合、協議の場の開催・協議結果の公表、説明会の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができるものとする。